

議員提出議案第 17 号

鹿児島県屋久島沖合での横田基地所属 CV-22 オスプレイの墜落についての
の意見書

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 18 日

提出者 立川市議会議員 伊藤 幸秀
稲橋 ゆみ子
山本 みちよ
江口 元気
若木 早苗

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条の規定による。

鹿児島県屋久島沖合での横田基地所属 CV-22 オスプレイの墜落に

についての意見書

令和 5 年 11 月 29 日に鹿児島県屋久島の沖合において、米空軍横田基地所属の CV-22 オスプレイ 1 機が墜落し、乗組員 8 名全員が死亡する事故が発生しました。オスプレイの事故では過去最大規模の事故となります。

この事故でお亡くなりになった方々のご冥福を心よりお祈り申し上げるとともに、ご遺族並びに関係者のみなさまに哀悼の意を表します。

事故を受け防衛省は、状況が明らかになるまで陸上自衛隊のオスプレイ機の運用を停止する事を表明し、米軍に対しては「安全性が確認されてから飛行するよう要請した」としていますが、1 週間にわたり飛行が停止されず、米軍は 7 日午前、機体に「機材故障」があり、それが CV22 の墜落の原因だった可能性があるとして、オスプレイ全機の運用を停止しました。その間、各地でオスプレイの飛行や離着陸が繰り返されました。

本年 8 月にオーストラリアで MV-22 オスプレイの墜落事故、9 月に 4 回、計 6 機の予防着陸が繰り返され、オスプレイに関して住民の不安が増大する中で、こうした事故がおき、すぐにオスプレイの飛行が停止されなかったことは極めて遺憾であり、厳重に抗議する。

日常的に市民の頭上を飛行するオスプレイが墜落し、住民の不安がさらに増大しており、下記のことを要請します。

記

1. 原因究明と再発防止策を行い、安全性が確認されるまで、オスプレイの飛行停止措置を講じること。米軍に求めること。
2. オスプレイに対する基地周辺住民の不安に対し、国の責任において丁寧な説明を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年 12 月 20 日

立川市議会
議長 頭山 太郎